

議案第71号

財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成10年6月19日

三朝町長 吉田秀光

平成10年6月23日原案可決
三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和55年三朝町条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「2,600円」を「2,200円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成10年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。